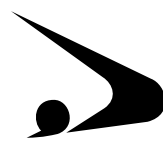


毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 生活保護法による介護機関の指定(六九・福祉政策課)
- 農業振興地域の指定の一部改正(七〇・農林政策課)
- 生産事業者の登録(七一・北秋田総合農林事務所)
- 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(七二・七三・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(七四・商工業振興課)
- 道路の供用開始(七五・道路環境課)
- 道路区域の変更及び供用開始(七六・七七・道路環境課)
- 道路の供用開始(七八・道路環境課)
- 都市計画事業の認可(七九・仙北建設事務所)
- 開発行為に関する工事の完了(八〇・北秋田建設事務所)
- 証紙売りさばきの廃止の届出(八一・会計課)

### 公告

- 県営土地改良事業の換地処分(仙北平野土地改良事務所)
- 土地改良区の役員の変更の届出(雄勝総合農林事務所)
- 鹿角都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 小坂都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 大館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 比内都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 合川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)

- 定(建築住宅課)
- 上小阿仁都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 能代都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 二ツ井都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 秋田都市計画区域(昭和町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 秋田都市計画区域(飯田川町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 秋田都市計画区域(天王町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 男鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 五城目都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 八郎潟都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 河辺都市計画区域(河辺町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 河辺都市計画区域(雄和町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 本荘都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 仁賀保都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 金浦都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 矢島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 大曲都市計画区域(大曲市)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)
- 大曲都市計画区域(六郷町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定(建築住宅課)

グループホーム まつ風	医療法人仙知会理事長	能代市浜通町二番五十一	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十一月十五日
グループホーム、ケヤキ	有限会社キクチ縫製代表取締役	南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立七十四の十	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十一月一日
大曲タクシー 指定訪問介護事業所	合資会社大曲タクシー代表社員	大曲市通町二番七号	訪問介護	平成十四年十一月十五日
グループホーム集い	有限会社クラウド代表取締役	能代市字高埜五十八番地八	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十一月五日
有限会社クリーンサブライ 県南	有限会社クリーンサブライ代表取締役	大曲市富士見町八番十七の二号	福祉用具貸与	平成十四年五月一日
介護センター花 花	秋田部品株式会社代表取締役	南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎百五十番地	訪問介護	平成十四年十月二十三日

西仙北都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（建築住宅課）  
 角館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（建築住宅課）  
 横手都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（建築住宅課）  
 平鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（建築住宅課）  
 十文字都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（建築住宅課）  
 湯沢都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（建築住宅課）  
 秋田県収納代理金融機関の名称の変更（会計課）

物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）七件  
 教育委員会告示  
 教育委員会会議の開催（一）

**告 示**

秋田県告示第六十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

グループホーム本荘やすらぎ苑	伊藤建友株式会社代表取締役	本荘市石脇字山の神十一番地の三百八十三	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十二月一日
秋田福祉レンタルサービス	日東レンタル株式会社代表取締役	本荘市出戸町字一番堰百六十九の一	福祉用具貸与	平成十四年十二月二日
横手福祉レンタルサービス	日東レンタル株式会社代表取締役	横手市前郷字上在家六十七の一	福祉用具貸与	平成十四年十二月二日
グループホームゆとりの里	有限会社ホサカ代表取締役	山本郡八竜町浜田字村下三百四十三の一	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十二月六日
介護支援センターきたつら	有限会社水谷代表取締役	仙北郡角館町小勝田字中川原百一の七十六	居宅介護支援事業	平成十四年十二月一日
つばめ介護サービス	つばめ自動車株式会社代表取締役	横手市平城町六番二十七号	訪問介護	平成十四年十二月十三日
医療法人橋本内科医院	医療法人橋本内科医院理事長	横手市大町五の二十五	介護療養型医療施設	平成十四年十二月十九日
グループホームせせらぎ	有限会社せせらぎ代表取締役	能代市落合字下谷地二百五十一番地六	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十二月一日
グループホーム湯の里	有限会社湯の里取締役	山本郡山本町森岳字木戸沢百九十九番地七十	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年十二月十五日

秋田県告示第七十号  
 農業振興地域の指定（昭和四十八年秋田県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

表五城目農業振興地域の項中「該当する区域」の下に「（表示手段用平面図に斜線

で示した部分に該当する区域を除く。）を加える。  
 （表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び秋田総合農林事務所並びに五城目町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとお

り生産事業者を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき公告する。  
平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

登録番号	生 産 事 業 者		生 産 事 業 の 内 容	名 称	所 在 地
	氏名又は名称	住 所			
第四一〇号	三 浦 惣 弘	大館市商人留字商人留八七番地	成 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育	三浦農園	大館市商人留字商人留八七番地

秋田県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ新西目店  
由利郡西目町沼田字新道下千百十一外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十五年一月二十七日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
（一） 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
西目町役場 産業課  
縦覧期間  
平成十五年二月四日から同年三月四日まで

秋田県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ新雄物川店  
平鹿郡雄物川町沼館字佐田一番地の一外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十五年一月二十七日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
（一） 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
雄物川町役場 企画商工課  
縦覧期間  
平成十五年二月四日から同年三月四日まで

秋田県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告

し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂横手店

横手市横手町字一ノ口五十一番地一

二 横手市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年二月四日から同年三月四日まで

秋田県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路線名			
新	旧	横手大森大内線	由利郡大内町岩野目沢字岩野目沢一六五番二から小栗山字横道八六番一三まで	五・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・〇七八
新	旧	横手大森大内線		八・〇〇〇～二九・〇〇〇	〇・〇七八

二 供用開始の期日 平成十五年二月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年二月四日から同月十七日まで

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百七号	平鹿郡山内村小松川字女取一番九から字岩瀬一番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年二月四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年二月四日から同月十七日まで

秋田県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 の 種 類	旧新別		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
道 道			神岡南外東由利線			一一・二〇〇～一一・六〇〇	〇・〇〇三
	新		神岡南外東由利線			一一・六〇〇～一一・五〇〇	〇・〇〇三

二 供用開始の期日 平成十五年二月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十五年二月四日から同月十七日まで

秋田県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道 路 の 種 類	路 線 名	区 区	間 間
道 道	大曲横手線	横手市八幡字十二柳一番地先から字石町二二三番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年二月四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二)(一) 期間 平成十五年二月四日から同月十七日まで

秋田県告示第七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 施行者の名称

大曲市

二 都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画道路事業三・四・十一号花園線

三 事業施行期間

平成十五年二月四日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分 大曲市幸町及び福田町地内

(二) 使用の部分 なし

秋田県告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十一年八月十九日付け指令北土 千七百三十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北秋田郡鷹巣町花園町十九番一号

鷹巣町長 岩 川 徹

二 開発区域に含まれる地域の名称

北秋田郡鷹巣町綴子字高野尻八十八番十四、八十八番二十四、八十八番二十五、百八十二番、百八十五番三、及び字掛泥野九十番

秋田県告示第八十一号

秋田県財務規則(昭和二十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、  
証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づ  
き、告示する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

能代市畠町十三番十一号 熊谷敏雄

公 告

平成十四年十二月二十五日県営土地改良事業(長楽寺地区ほ場整備事業)の換地処  
分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項  
において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、雄  
勝郡羽後町嶋田新田土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条  
第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町山字四ツ屋七番地 佐藤浩一

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三  
条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により区域  
ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで  
きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

鹿角都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

- (一) 建設交通部建築住宅課
- (二) 鹿角建設事務所建築課
- (三) 鹿角市都市整備課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火) から二月十八日(火) まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三  
条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により区域  
ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで  
きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

小坂都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

(一) 鹿角建設事務所建築課

(二) 小坂町建設水道課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火) から二月十八日(火) まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三  
条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により区域  
ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで  
きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

大館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

(一) 北秋田建設事務所建築課

(二) 大館市都市計画課

三 案の縦覧期間  
 平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

比内都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

北秋田建設事務所建築課

比内町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

合川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

北秋田建設事務所建築課

合川町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

上小阿仁都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

北秋田建設事務所建築課

上小阿仁村建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

能代都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

山本建設事務所建築課

能代市都市整備課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ご



とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

二ツ井都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 山本建設事務所建築課

(三) 二ツ井町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

秋田都市計画区域(昭和町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 秋田建設事務所建築課

(三) 昭和町都市建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

秋田都市計画区域(飯田川町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 秋田建設事務所建築課

(三) 飯田川町企画調整課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

秋田都市計画区域(天王町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 秋田建設事務所建築課

(三) 天王町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄五)の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称

男鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

男鹿市都市下水道課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称

五城目都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

五城目町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称

八郎潟都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

八郎潟町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称

河辺都市計画区域(河辺町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

秋田建設事務所建築課

河辺町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称

河辺都市計画区域(雄和町)のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 秋田建設事務所建築課

(三) 雄和町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

本荘都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 由利建設事務所建築課

(三) 本荘市都市計画課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

仁賀保都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 由利建設事務所建築課

(三) 仁賀保町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

金浦都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 由利建設事務所建築課

(三) 金浦町産業建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

矢島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

(一) 建設交通部建築住宅課

(二) 由利建設事務所建築課

(三) 矢島町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称  
 大曲都市計画区域（大曲市）のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

- (一) 建設交通部建築住宅課
- (二) 仙北建設事務所建築課
- (三) 大曲市都市計画課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日（火）から二月十八日（火）まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称  
 大曲都市計画区域（六郷町）のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

- (一) 建設交通部建築住宅課
- (二) 仙北建設事務所建築課
- (三) 六郷町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日（火）から二月十八日（火）まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、第五十三条

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称  
 西仙北都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

- (一) 建設交通部建築住宅課
- (二) 仙北建設事務所建築課
- (三) 西仙北町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日（火）から二月十八日（火）まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 案の名称  
 角館都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

- (一) 建設交通部建築住宅課
- (二) 仙北建設事務所建築課
- (三) 角館町まちづくり政策課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日（火）から二月十八日（火）まで

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三に欄五の項の規定により区域ごとに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。  
 なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

横手都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

平鹿建設事務所建築課

(三) 横手市都市計画課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域こ

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

平鹿都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

平鹿建設事務所建築課

(三) 平鹿町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域こ

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

十文字都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

平鹿建設事務所建築課

(三) 十文字町建設課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号、第五十三条

第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(に)欄五の項の規定により区域こ

とに数値を定めるので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することがで

きる。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 案の名称

湯沢都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

二 案の縦覧場所

建設交通部建築住宅課

雄勝建設事務所建築課

(三) 湯沢市都市計画課

三 案の縦覧期間

平成十五年二月四日(火)から二月十八日(火)まで

秋田県収納代理金融機関について、次のとおり名称の変更があったので、公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

変更後	変更前	変更年月日
名称	名称	平成十五年一
所在地	所在地	
秋田県信用組合	秋田県信用組合	平成十五年一
秋田市南通電の	秋田市南通電の町四番五号	

組合	町四番五号	大館信用組	大館市字新町六十九番地	月二十日
----	-------	-------	-------------	------

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
高速液体クロマトグラフィー 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十五日(火)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
  - (三) 秋田県の休日を含め、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年二月十八日(火)午後一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。  
六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
芝刈り機(ラッピングマシン付き) 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十五日(火)
  - (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に  
 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで  
 の期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十五年二月十八日(火)午後一時十分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百  
 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
 望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
 により決定する。
- (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
 に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭  
 和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年二月四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
 タンパク質精製用クロマトグラフィーシステム 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
 平成十五年三月二十五日(火)
- (四) 納入場所  
 秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に  
 規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)まで  
 の期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十五年二月十八日(火)午後一時三十分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百  
 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

遺伝子導入装置 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日(火)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月十八日(火)午後一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項



- (一) 購入物品名及び数量  
液体クロマトグラフィシステム 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年三月二十五日(火)
- (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年二月十八日(火)午後一時五十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年二月四日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
X線分析顕微鏡 一台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年三月二十五日(火)
- (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月十八日(火)午後二時  
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

選用手用口ツカー 百台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日(火)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年二月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月十八日(火)午後二時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

教 育 委 員 会 告 示

(五) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
その他  
詳細は、入札説明書による。

秋田県教育委員会告示第一号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十五年二月四日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

一 日時 平成十五年二月五日 午後二時

二 場所 教育委員室

三 案件

(二)(一) 公立幼稚園の廃止の認可について  
その他

他一件

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005  
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄